

ため池の安全管理に関する行政評価・監視結果に基づく通知に対する改善措置状況の概要

総務省東北管区行政評価局は、ため池の安全管理に関する行政評価・監視に基づく通知(平成29年5月通知)に対する改善措置状況について、農林水産省東北農政局から回答を受け、その概要を取りまとめましたので、公表します。

1 安全対策に係る通知事項

- 東北農政局は、ため池の日常的な点検と効果的な安全管理を図るため、安全管理に関する農林水産省の通知等が施設管理者に確実に行き渡るよう徹底する必要がある。

【調査結果の概要】

- * ため池119か所を調査、安全柵がないなど安全対策が不十分なものが79か所(66.4%)
- * 調査した12市町村のうち8市町村で、安全管理に関する農林水産省の通知等の周知が不十分

改善措置状況

- 東北農政局は、平成29年6月20日、東北6県の担当者会議を開催するとともに、「ため池の安全管理等について(平成29年6月20日付け29北振第776号東北農政局農村振興部長通知)」等を発出し、ため池の安全管理が徹底されるよう、改めて、県を通じて市町村及び施設管理者へ依頼。これを受け、各県は改めて市町村等に周知徹底

2 防災・減災対策に係る主な通知事項

- 東北農政局は、大規模地震や豪雨等の自然災害によるため池の被災を未然に防ぐため、次の措置を講ずる必要がある。
 - ・ 一斉点検を実施していないため池の有無を確認し、未実施のため池については早急に点検し、ため池データベースに入力するよう促すこと。
 - ・ 防災重点ため池について、ハザードマップを作成するよう県を通じて市町村に助言するとともに、公表するよう促すこと。

【調査結果の概要】

- * 宮城県内で158か所のため池が一斉点検漏れ
- * 調査した3県において、防災重点ため池のハザードマップの作成及び公表を推進する必要

改善措置状況

- 東北農政局は、上記会議及び通知等によって、改めて、各県及び市町村に次の事項を依頼
 - ・ 一斉点検を実施していないため池の有無の確認と一斉点検結果について適切にフォローアップ等を行うこと
 - ・ 防災重点ため池に係るハザードマップを作成・公表すること

3 保全(維持)管理に係る主な通知事項

- ため池の保全管理がより一層適切に行われるよう次の措置を講ずる必要がある。
 - ・ ため池の日常的な管理と定期的な点検を励行するよう、県を通じて市町村と施設管理者に助言すること。
 - ・ 引き続き、保全管理のモデルとなる取組事例を紹介するとともに、農業者以外の地域住民や多様な組織の参画と市町村の支援が一層図られるよう、県や市町村を通じて施設管理者に助言すること。

【調査結果の概要】

- * ため池119か所を調査、堤体に亀裂があるなど保全(維持)管理が不十分なものが92か所(77.3%)
- * 受益農家の減少や高齢化に伴い、ため池の保全管理体制の脆弱化が懸念。一方で、農業者以外の地域住民やNPOなど多様な組織も参画し、市町村も支援する保全管理組織が未整備

改善措置状況

- 東北農政局は、上記会議及び通知等によって、改めて、ため池の適切な保全管理に努めるよう市町村及び施設管理者に依頼するとともに、保全管理のモデルとなる事例等の情報提供に引き続き努力

【本件照会先】 総務省東北管区行政評価局

管理官 氏家 三男 TEL022-262-8671

※ 結果報告書等は、総務省東北管区行政評価局ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/kanku/g_hyouka/g_kekka_chiiki.html

ため池の安全管理に関する行政評価・監視結果に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 28 年 8 月～平成 29 年 5 月
- 2 調査対象機関等
 - (1) 調査対象機関 東北農政局
 - (2) 関連調査等対象機関 ○ 東北 3 県（岩手県、宮城県及び秋田県）
○ 12 市町村（花巻市、一関市、奥州市、金ケ崎町、仙台市、大崎市、大和町、大衡村、秋田市、横手市、由利本荘市及び大仙市）
- 3 調査担当 東北管区行政評価局、岩手行政評価事務所

【通知日及び通知先】 平成 29 年 5 月 29 日 東北農政局

【回答年月日】 平成 29 年 8 月 31 日

【調査の背景事情等】

農業用ため池（以下「ため池」という。）は、東北地方に約 1 万 8,000 か所あり（平成 26 年 3 月現在）、その多くは江戸時代に築造されたもので老朽化が進んでおり、東日本大震災の際には損傷、決壊等により農地、家屋等に被害をもたらし、人的被害も発生している。

また、近年の集中豪雨等のため、決壊等による被災リスクが増加しているほか、ため池周辺では都市化や農家・非農家の混住化が進んでいるところも多く、水難事故の危険性も増加している。

この行政評価・監視は、ため池の安全対策、防災・減災対策及び保全（維持）管理の在り方を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

通 知 事 項 要 旨	回 答 要 旨
<p>1 日常の危険の防止～安全対策～</p> <p>東北農政局は、ため池の日常的な点検と効果的な安全管理を図るため、県及び市町村を通じ、安全管理に関する農林水産省の通知等が施設管理者に確実に行き渡るよう徹底する必要がある。</p> <p>【調査結果の概要】</p> <p>調査対象3県12市町村にあるため池のうち119か所を調査した結果、安全対策が不十分なものが79か所（66.4%）みられた。</p> <p>一方、調査対象とした12市町村のうち8市町村では、安全管理に関する農林水産省の通知等が施設管理者に対して十分に周知されていない。</p>	<p>○ 東北農政局では、東北管区行政評価局の改善通知を受け、各県担当者を対象に管内担当者会議（平成 29 年 6 月 20 日）を開催するとともに、「ため池の安全管理等について」（平成 29 年 6 月 20 日付け 29 北振第 776 号東北農政局農村振興部長通知）を発出し、ため池の安全管理が徹底されるよう、改めて県を通じて市町村及び施設管理者へ依頼した。また、このことについて、東北農政局では、「ため池の安全管理等について」（平成 29 年 6 月 20 日付け東北農政局農村振興部防災課長事務連絡）を発出し、市町村及び施設管理者への周知状況について、各県から報告を求めており、各県が市町村等を対象にした担当者会議の開催や通知文書の発出などを行い、改めて周知徹底を図っていることを確認している。</p> <p>なお、東北農政局では、これまでも、「農業用ため池の安全管理の徹底について」（平成 28 年 5 月 16 日付け 28 農振第 421 号農村振興局整備部防災課長通知）、「ため池の安全対策事例集の配布について」（平成 25 年 5 月 15 日付け農村振興局整備部防災課課長補佐事務連絡）等をもとに通知文書を発出し、県を通じて施設管理者に対し、安全点検や安全対策の実施、安全管理に関する啓発活動などを行うよう依頼していたところである。</p> <p>本年度についても、本省から発出された「農業用ため池の安全管理の徹底について」（平成 29 年 5 月 8 日付け 29 農振第 284 号</p>

2 災害時の危険の防止～防災・減災対策～

(1) 防災対策の推進

東北農政局は、大規模地震や豪雨等の自然災害によるため池の被災を未然に防止するとともに、緊急時に早急な対応ができるよう、一斉点検の事業主体である県又は市町村に対して、以下の措置を講ずる必要がある。

点検すべきであったにもかかわらず実施していないため池の有無を再度確認するとともに、未実施のため池については早急に点検し、ため池データベースに入力するよう促すこと。

【調査結果の概要】

宮城県内で、一斉点検の対象外となっていたため池317か所を調査した結果、158か所は現在もため池として使用されており、点検漏れとなっていた。

農村振興局整備部防災課長通知)を受け、「農業用ため池の安全管理の徹底について」(平成29年5月11日付け29北振第367号東北農政局農村振興部長通知)を発出し、安全管理の徹底について、県を通じて施設管理者に周知を依頼していたところである。

- 東北農政局では、東北管区行政評価局の改善通知を受け、各県担当者を対象に管内担当者会議(平成29年6月20日)を開催するとともに、「ため池の安全管理等について」(平成29年6月20日付け29北振第776号東北農政局農村振興部長通知)を発出し、ため池一斉点検結果について、適切にフォローアップ等が行われるよう、改めて県及び市町村へ依頼した。これを受け、各県は、市町村等を対象にした担当者会議の開催や通知文書の発出などを行い、改めて周知徹底を図っている。

さらに、東北農政局では、「ため池の安全管理等について」(平成29年6月20日付け東北農政局農村振興部防災課長事務連絡)を発出し、一斉点検結果について平成29年7月20日までに再確認を行い、指摘を受けた宮城県以外は点検漏れがないことを確認している。

なお、東北農政局では、これまでも、「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」(平成28年9月12日付

(2) 減災対策の推進

東北農政局は、大規模地震や豪雨等の自然災害によるため池の被災を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止することができるよう、以下の措置を更に講ずる必要がある。

- ① 防災重点ため池を地域防災計画・水防計画に位置付けていない県及び市町村に対し、これらの措置を講ずるよう助言すること。

【調査結果の概要】

調査対象 3 県のうち、岩手県及び宮城県では、一部の防災重点ため池が水防計画に位置付けられているが、個別のため池の名称等が地域防災計画に位置付けられている防災重点ため池はみられなかった。

また、調査対象 12 市町村のうち、防災重点ため池を水防計画に位置付けている市町村はなかったほか、7 市町村においては地域防災計画にも位置付けられていなかった。

け 28 農振第 1219 号農村振興局整備部防災課長通知) を受け、「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」(平成 28 年 9 月 26 日付け 28 北振第 1429 号東北農政局農村振興部長通知) を発出し、県及び市町村に対し、適切に対処するよう依頼していたところである。

- 東北農政局では、東北管区行政評価局の改善通知を受け、各県担当者を対象に管内担当者会議(平成 29 年 6 月 20 日)を開催するとともに、「ため池の安全管理等について」(平成 29 年 6 月 20 日付け 29 北振第 776 号東北農政局農村振興部長通知) を発出し、防災重点ため池を地域防災計画や水防計画に位置付けるよう、改めて県及び市町村へ依頼した。これを受け、各県は、市町村等を対象にした担当者会議の開催や通知文書の発出などを行い、改めて周知徹底を図っている。

なお、東北農政局では、これまでも、「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」(平成 28 年 9 月 12 日付け 28 農振第 1219 号農村振興局整備部防災課長通知) を受け、「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」(平成 28 年 9 月 26 日付け 28 北振第 1429 号東北農政局農村振興部長通知) を発出し、防災重点ため池について、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく地域防災計画及び水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づく水防計画等に位置付ける

- ② 防災重点ため池について、ハザードマップをまだ作成していない市町村に対し、作成するよう県を通じて助言すること。
- ③ 防災重点ため池について、作成したハザードマップをまだ公表していない市町村に対し、公表するよう県を通じて促すこと。

【調査結果の概要】

調査対象3県のうち、宮城県は防災重点ため池47か所全てについて未作成、岩手県は43か所中39か所(90.7%)について未作成であり、秋田県は343か所中238か所(69.4%)について作成しているものの、うち181か所(76.1%)について未公表となっていた。

ように努めるとともに、地域住民等関係者に対し、必要な情報の提供を行うよう、県を通じて市町村へ依頼していたところである。

- 東北農政局では、東北管区行政評価局の改善通知を受け、各県担当者を対象に管内担当者会議(平成29年6月20日)を開催するとともに、「ため池の安全管理等について」(平成29年6月20日付け29北振第776号東北農政局農村振興部長通知)を發出し、防災重点ため池にかかるハザードマップを作成及び公表するよう、改めて県を通じて市町村へ依頼した。これを受け、各県は、市町村等を対象にした担当者会議の開催や通知文書の發出などを行い、改めて周知徹底を図っている。

この点に関し、東北農政局では、「ため池の安全管理等について」(平成29年6月20日付け東北農政局農村振興部防災課長事務連絡)を發出し、ハザードマップの作成及び公表の見通しについて、各県から報告を求めている。

なお、東北農政局では、これまでも、「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」(平成28年9月12日付け28農振第1219号農村振興局整備部防災課長通知)を受け、「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」(平成28年9月26日付け28北振第1429号東北農政局農村振興部長通知)を發出し、全ての防災重点ため池において、平成32年度までにハザードマップを作成し、地域住民へ周知するよ

- ④ 県に対して、防災重点ため池に選定したため池を、大規模災害時の緊急点検対象とするよう助言すること。
- ⑤ 県に対して、ため池における地震発生後の緊急点検の対象リストに誤りがないか確認するよう助言すること。

【調査結果の概要】

農林水産省が定めた「地震後の農業用ため池緊急点検要領(案)」(平成9年3月25日農林水産省構造改善局整備部防災課長制定)に基づき、宮城県が作成している「大規模災害時の点検対象施設リスト」において県内の防災重点ため池47か所が地震時の緊急点検の対象になっているか照合したところ、11か所の防災重点ため池が緊急点検の対象になっていないなどの状況がみられた。

3 保全(維持)管理の在り方

東北農政局は、ため池の保安全管理がより一層適切に行われるよう、以下の措置を講ずる必要がある。

う促していたところである。

- 東北農政局では、東北管区行政評価局の改善通知を受け、各県担当者を対象に管内担当者会議(平成29年6月20日)を開催するとともに、「ため池の安全管理等について」(平成29年6月20日付け29北振第776号東北農政局農村振興部長通知)を發出し、地震発生後に緊急点検対象となるため池のリストの適切な更新を行うよう、県へ依頼した。

この点に関し、東北農政局では、「ため池の安全管理等について」(平成29年6月20日付け東北農政局農村振興部防災課長事務連絡)を發出し、地震発生後に緊急点検対象となるため池リストの点検結果について、各県から報告を求めている。

なお、東北農政局では、これまでも、「地震後の農業用ダム・ため池の点検及び報告の一部改正について」(平成18年3月31日付け17農振第2215号農村振興局整備部防災課長通知)を受け、「地震後の農業用ダム・ため池の点検及び報告の一部改正について」(18北振第54号(災)東北農政局整備部長通知)を發出し、地震発生後に的確かつ迅速に点検、応急措置、報告等が行われるよう、通知していたところである。

- 東北農政局では、東北管区行政評価局の改善通知を受け、各県担当者を対象に管内担当者会議(平成29年6月20日)を開催

- ① ため池が所在する市町村と施設管理者に対し、ため池の日常管理と定期的な点検を励行し、ため池が適切に保全管理されるよう、県を通じて助言すること。
- ② 適切な保全管理を継続していくため、引き続き保全管理のモデルとなる取組事例を紹介するとともに農業者以外の地域住民や多様な組織の参画と市町村の支援が一層図られるよう、施設管理者に対し、県や市町村を通じて助言すること。
- ③ 県やため池が所在する市町村に対し、施設管理者がため池を適切に保全管理する上でのよりどころを示すことなどにより、施設管理者を支援するよう助言すること。

【調査結果の概要】

調査対象3県12市町村にあるため池のうち119か所を調査した結果保全（維持）管理が不十分なものが92か所（77.3%）みられた。

このことは、受益農家の減少や高齢化に伴い、ため池の保全管理体制の脆弱化が懸念されることや農業者以外の地域住民やNPOなど多様な組織も参画し、市町村も支援する保全管理組織が整備されていないことが背景にある。

するとともに、「ため池の安全管理等について」（平成29年6月20日付け29北振第776号東北農政局農村振興部長通知）を发出し、ため池の適切な保全管理に努めるよう、改めて県を通じて市町村及び施設管理者へ依頼した。これを受け、各県は、市町村等を対象にした担当者会議の開催や通知文書の发出などを行い、改めて周知徹底を図っている。

- 東北農政局では、これまでも、「ため池の保全管理体制の整備及び強化について」（平成26年8月29日付け26農振第1229号農村振興局整備部防災課長通知）をもとに通知文書を发出しているほか、ため池の保全管理等に関する基本的な考え方を取りまとめた「ため池保全管理指針（案）」とこの指針に基づく取り組みを推進するための参考資料「ため池の保全管理体制整備の手引き」を示し、ため池の保全管理体制の整備・強化に努めてきたところである。また、農業者以外の地域住民や多様な組織との協働による様々な保全管理活動事例を収集し、施設管理者向けの「ため池の保全・管理活動事例集」（平成25年6月）を作成し、情報を提供してきているところであるが、引き続き情報提供に努めていく。

一方で、ため池は施設規模が様々で、地域における役割や位置付け、管理レベルが異なることから、地域の実情に応じて構築される保全管理体制を否定するものではない。